

所得税確定申告

■確定申告が必要な人

- 1 事業・農業・不動産所得がある（売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要）
- 2 保険の満期や不動産等の売却収入等がある
- 3 給与の年収が2,000万円を超える
- 4 給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- 5 2か所以上から給料をもらっている
- 6 年末調整後に扶養等控除額に変更があった場合（合計所得金額が38万円を超える人を税法上の扶養に取ることはできません）

■確定申告すれば所得税が還付される人

- 1 災害や盗難にあった（直接洲本税務署で申告）
 - 2 多額の医療費を支払った
 - 3 地方公共団体等に寄附をした
 - 4 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得、または増改築した（増改築の場合、洲本税務署で申告）
 - 5 年末調整し忘れた控除額がある、または年の途中で退職して年末調整していない控除額があるなど
- ※ただし、あらかじめ給与や公的年金等から所得税が源泉されていない人には、還付金はありません。

申告に必要なもの

- 送付された申告書、印鑑
- 源泉徴収票（給与・年金をもらっている人）
- 生命保険・地震保険料控除＝支払額証明書
- 寄附金控除＝受領書等
- 医療費控除＝集計した明細書、領収書
- 住宅借入金等特別控除＝登記簿謄本、住民票の写し、売買・請負契約書の写し、住宅ローンの年末残高等証明書
- 還付を受ける人＝申告名義人の口座番号等が分かるもの

所得税と市県民税の障害者控除の適用は、原則として障害者手帳の交付を受けている人が対象です。ただし、次の条件をすべて満たす方は、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付される場合があります。この認定書があれば、障害者控除を受けることができます。

▽対象条件

- ① 満65歳以上（12月31日現在）
- ② 要介護認定を受けている
- ③ 身体もしくは精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない

▽申請先 総合窓口センター
長寿福祉課 ☎44・3005

市・県民税申告

■市・県民税の申告が必要な人

- 1月1日現在、南あわじ市内に住居のある人が対象で、原則、所得がない人でも「0」の申告が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。
- 1 所得税の確定申告を済ませた人
 - 2 20年中の所得が、1か所からの給与または公的年金のみ（遺族年金・障害者年金以外）
 - 3 市内に在住している親族の税法上の扶養になっている
- ※障害者控除、寡婦・寡夫控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。

毎年、次の時期が混雑します

申告開始直後や申告期限前、特に月曜日や午前中、雨天時が混雑しています。

書類は分類・集計を忘れずに！

営業・農業等の収支内訳書や医療費控除の領収書等はあらかじめ分類して集計をお願いします。整理ができていない方が多いと、さらに混雑します。

申告書の提出のみの人は・・・

申告会場で職員に直接手渡してください。この場合、待ち時間はありません。郵送でも受付します。（送付先：〒656-8656 洲本市山手1-1-15 洲本税務署）

国民年金保険料の控除証明書

社会保険料控除のうち、国民年金分を申告される人は、控除証明書が必要です。（領収書は不可）紛失された人・届いていない人は再発行を受けてください。
☎控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

障害者控除対象者認定書の交付

一定基準を満たす高齢者も適用。

- ① 保険料を納付書で支払った
本人の保険料だけでなく、本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき保険料を納付書で支払った場合、支払者に社会保険料控除が適用されます。
- ② 保険料が年金から天引きされている
保険料の支払者は年金の受給者本人となるため、受給者に限り社会保険料控除が適用されます。
- ③ 保険料を口座振替で支払った
支払者（口座名義人）に社会保険料控除が適用されます。

2月16日(月) ▶ 3月16日(月)

相談時間

9:00～12:00、13:00～16:00

(会場別) 申告相談カレンダー

●西淡第2庁舎集会室(西淡公民館)

日	月	火	水	木	金	土	
2月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21

※○は申告相談日です

●緑庁舎2階

日	月	火	水	木	金	土	
2月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21

※○は申告相談日です

●南淡庁舎3階

日	月	火	水	木	金	土	
2月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21

※○は申告相談日です

●三原市民センター

日	月	火	水	木	金	土	
2月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21

※○は申告相談日です

出張所・連絡所	会場	日程	相談時間
	沼島出張所	2月19日(木)	10:00～12:00、13:00～15:00
	灘連絡所	2月26日(木)	〃

※土地建物等を売却された場合の譲渡所得・株式等に係る譲渡所得・先物取引・消費税・青色申告・贈与税の申告は、市役所の相談会場では受付できません。洲本税務署（☎24-1212）をお願いします。ただし、土地建物等を売却された場合の譲渡所得の申告以外は、税務署・税理士による出張相談会場でも申告できます。
※3月8日(日)・15日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、問合せ等にお答えできない場合があります。

注意事項

確定申告の

お知らせ

☎税務課 ☎43-5022



税務署の出張相談

場所	日程
緑庁舎	2月26日
西淡第2庁舎集会室	3月6日
三原市民センター	2月19・25日 3月3日
南淡庁舎	2月17・23日 3月5日

相談時間 9:30～12:00
13:00～15:00

税理士の地区無料相談

場所	日程
緑市民センター	2月26日
商工会西淡支所	3月6日
商工会本所	2月25日
商工会南淡支所	2月17日 3月5日

相談時間 9:30～12:00
13:00～16:00
(受付は15:00まで)

e-Tax用のパソコンを
設置します

e-Tax（国税電子申告・納税システム）：<http://www.e-tax.na.go.jp/>では、自宅のパソコンから各種申請や届出、確定申告、納税が可能です。e-Taxで期限内に申告すると、所得税額から最高5000円が控除されます。（19年分または20年分のいずれか1回）。

e-Tax普及促進のため、三原会場にe-Tax用のパソコンを設置します。電子証明書付住基カードをお持ちの方でe-Tax利用開始手続きを済ませている人は、自分で申告書を作成する事が出来ます。

※申告書作成のご相談は混雑状況により、長時間お待ちいただく場合があります。

※電子証明書取得には市役所総合窓口で4日程必要です。

なお、e-Taxを利用しない場合でも、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で申告書を作成する事が出来ます。申告書を印刷し、必要書類と共に提出ください（5000円控除なし）。

所得税、市・県民税の 社会保険料控除

所得税、市・県民税の社会保険料控除には、国民健康保険税、介護保険料に加えて、今年から新たに後期高齢者